

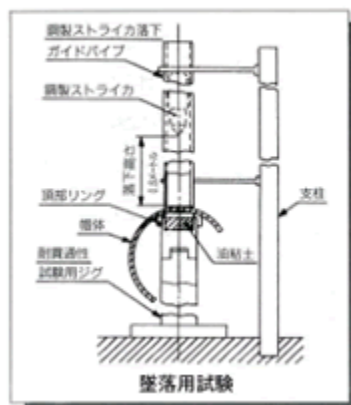
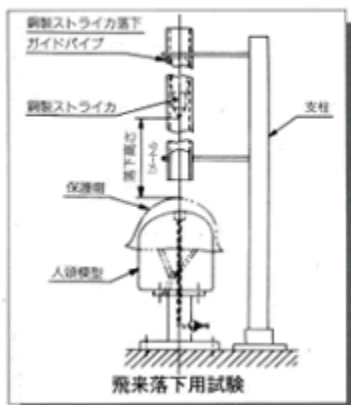
保護帽の規格（国家検定内容）について

保護帽とは、頭部損傷、あるいは頭部感電による危険を防止または軽減するために使用される保護具で、厚生労働省が定める労働安全衛生法第42条の規定に基づく「**保護帽の規格**」に適合したもので、以下の検定基準に基づいて製造されています。

<保護帽の国家検定規格（要旨）>

	項目	試験方法	性能
耐貫通性試験	1. 飛来・落下用	保護帽を当該保護帽のヘッドバンドが人頭模型に密着しない状態で装着し、重さ3kgの円すい形ストライカを1mの高さから当該保護帽の頂部を中心とする直径100mmの円周内に自由落下させる。	当該円すい形ストライカの先端が人頭模型に接触しないものであること。
	2. 墜落時保護用	帽体を試験用ジグの頂部リングに、それぞれ、落下点が帽体の前頭部、後頭部及び両側頭部になるようにかぶせ、重さ1.8kgの円すい形ストライカを0.6mの高さから自由落下させる。	当該試験用ジグの頂部リングの上端から帽体内面のくぼみの最下降点（円すい形ストライカの先端が帽体を貫通した場合にあっては、当該円すい形ストライカの先端）までの垂直距離が15mm以下であること。
衝撃吸収性試験	1. 飛来・落下用	保護帽について、高温処理、低温処理または浸せき処理をした後、それぞれ、当該保護帽のヘッドバンドが人頭模型に密着しない状態で装着し、重量5kgの半球形ストライカを1mの高さから当該保護帽の頂部に自由落下させる。本試験は、高温処理等をした後1分以内に終了するものとする。	人頭模型に掛かる衝撃荷重が4.9kN以下であること。
	2. 墜落時保護用	保護帽について、高温処理をした後、それぞれ、中心線が水平に対し、30度傾斜している人頭模型に衝撃点が保護帽の前頭部及び後頭部となるように装着し、重さ5kgの平面形ストライカを1mの高さから自由落下させる。本試験は、高温処理等をした後3分以内に終了するものとする。装着体を有する保護帽については、当該装着体のヘッドバンドが人頭模型に密着しない状態で装着して行うものとする。	(1) 衝撃荷重が9.81kN以下であること。 (2) 7.35kN以上の衝撃荷重が1,000分の3秒以上継続しないこと。 (3) 4.9kN以上の衝撃荷重が1,000分の4.5秒以上継続しないこと。
規定による試験において高温処理、低温処理及び浸せき処理は、下記に示した方法により行う。 高温：温度が48℃以上52℃以下である場所に継続して2時間置く。 低温：温度が零下12℃以上零下8℃以下である場所に継続して2時間置く。 浸せき：温度が20℃以上30℃以下である水の中に継続して4時間置く。			

耐貫通性能



衝撃吸収性能

